

科目名	行政訴訟
担当者	大浜啓吉
配当学期	秋学期
単位	2単位
授業概要	<p>行政訴訟は、違法な行政法の執行に対して、市民＝私人が国及び行政を相手に訴訟を提起した場合を規律する法であり、主観訴訟（抗告訴訟及び当事者訴訟）と客観訴訟（機関訴訟及び民衆訴訟）からなる。</p> <p>行政訴訟は民主主義の最後の砦ともいえるものであり、市民＝私人にとっては自らの権利自由を守るための知識であり、国及び自治体職員にとっては、被告として対処する上で、その仕組みを理解しておく必要がある。とりわけ、近時は、自治体訴訟が激増しており、自治体職員の「訟務知識」が必須のものとなりつつある。本講義では、自治体訴訟に重点を置きながら講義をしたいと考えている。</p> <p>素材として判例や実例を用いる予定であるが、受講者のレベルも見定めながら、教材については初回に案を提示して決定したい。いずれにせよ、議論（質問を含む）しながら、理論及び行政訴訟の実際が十分に理解できるようにしたい。</p>
授業の到達目標	<p>私人が国及び自治体を相手に訴訟をする場合の法理論を理解すること。特に自治体職員等の場合には、行政訴訟を運用できる技術を身につけることを目指す。</p>
授業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 取消訴訟の構造</li> <li>(2) 訴訟要件論①</li> <li>(3) 訴訟要件論②</li> <li>(4) 訴訟要件論③</li> <li>(5) 審理手続①</li> <li>(6) 審理手続②</li> <li>(7) 訴訟の終結①判決の効力</li> <li>(8) 訴訟の終結②和解等</li> <li>(9) 無効確認訴訟と不作為の違法確認訴訟</li> <li>(10) 義務付け訴訟と差止訴訟</li> <li>(11) 当事者訴訟</li> <li>(12) 住民訴訟①</li> <li>(13) 住民訴訟②</li> <li>(14) 機関訴訟</li> <li>(15) 仮の権利保護</li> </ol>
教科書	大浜啓吉著『行政裁判法』（岩波書店・2011年5月）

参考文献	大浜啓吉著『行政法総論（第三版）』（岩波書店・2011年）	
成績評価方法	評価基準	
	試験 %	格別に試験は予定していない。
	レポート %	格別のレポートを課すことはしない予定。
	平常点評価 %	平常点のうち、最も重視するのが出席である（60%）。 報告を担当した場合のレジュメ・報告内容も大切である（20%）。 少人数であるから、討論・発言も評価の対象となる（20%）
	その他 %	熱意と伸び方は、総合評価の対象となって平常点評価に影響を与える。
関連 URL		
備考		